

尾張旭市中学校部活動指導方針

1 基本理念

部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。

スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の醸成、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の育成となる、生徒の自主的、自発的な参加による活動となるようにする。

2 指導上の留意点

- (1) 勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然だが、大会等で勝つことや受賞することのみを重視し過重な練習を強いることなどがないようにすること。
- (2) 休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮すること。
- (3) 生徒の能力・適性、興味・関心に応じつつ、健康・安全に留意し適切な活動が行われるようにすること。
- (4) 校長を中心とする責任ある体制のもと、学校全体として組織的に指導、運営及び管理していくこと。
- (5) 活動にかかる費用や健康管理などの面からも保護者の理解と協力が不可欠であるため、日頃から保護者との信頼関係を築き、生徒の活動が充実したものになるように心掛けること。

3 適正な部活動の運営と指導

(1) 適切な活動量

ア 成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためにも、また、疲労回復のためにも、平日に1日と、土・日曜日いずれか1日、合わせて週2日は、休養日設ける。

(ア) 定時退校日と第3日曜日（あさびーファミリーデー）は、休養日とする。

(イ) 祝日がある場合でも、土・日曜日のいずれか1日を休養日とする。

(ウ) 土・日曜の両日に及ぶ大会等※への参加で休養日を設けられなかった場合は、休養日を同一週の他の日に振り替える。

※ 運動部における「大会等」とは、中学校体育連盟、体育協会及び各種目の協会が主催する大会等とし、参加校のみで独自に企画された練習試合等は含まない。また、文化部における「大会等」とは、吹奏楽連盟等が主催する大会や、コンクール、コンテスト、発表会等とする。

(エ) 日曜日に大会があり、土曜日に活動（ミーティングや大会に際しての連絡を含む）が必要な場合は、校長の了承の上で、活動を可とする。ただし、この場合も休養日を同一週の他の日に振り替えること。

イ 活動時間は、平日 2 時間以内、学校の休業日 3 時間以内とする。なお、大会等（参加校のみで独自に企画された練習試合等を含まない。）については、この限りではない。

ウ 始業前の活動については、原則行わない。

(2) 組織的な運営体制の整備

校長のリーダーシップのもと、部活動の運営や指導の目標、方針を検討、作成し、学校全体で共有する。

(3) 活動計画の作成

ア 活動計画の作成に当たっては、過度な活動とならないよう、年間計画・月間計画を立て、生徒が活動の見通しを持って活動できるよう配慮する。

イ 各種大会やコンクール等への参加・出場等については、普段の活動の成果を試す機会と捉え、大会等の主催者や意義等を考慮し、可能な限り精選するとともに、各部活動の年間計画に明確に位置付ける。

(4) 顧問の役割

顧問（部活動指導員、部活動外部講師を含む。）は、生徒が生涯にわたってスポーツや文化に親しむ基礎を育み、生徒の自主性や主体性を尊重した運営に努めるとともに、安全に配慮した指導を行う。

(5) 保護者及び地域との連携

ア 目標や指導の方針、活動の期間や時間等、入部の際や保護者会などで生徒や保護者等に説明し、理解を得る。

イ 大会や練習試合への生徒の移送については、原則公共交通機関、徒歩等とする。

※ 事情により保護者が子の移送を申し出た場合はこの限りではない。

ウ 地域人材の活用や、地域のイベントへのボランティア参加などにより、地域との連携を深める。

(6) 安全の確保と緊急時の対応

ア 顧問（部活動指導員、部活動外部講師を含む）は、必ず事前事後に生徒の健康状態を確認する。

イ 夏季は、活動前に気温や暑さ指数を計測し、気温 35 度以上又は暑さ指数 3.1 以上の場合は、運動を原則中止とする。また、事前に環境省の熱中症警戒アラートに注視し、前日に運動実施の可否を検討するよう努める。

ウ 活動場所の施設設備等については、常にその状態を把握するとともに、必要に応じて臨時の安全点検を実施し、事故防止に努める。

エ 校内及び試合会場等で事故が発生した場合に備え、速やかに管理職等に第一報が入るようしておくこと。また、医療機関で受診するための道筋が確立されていること。

(7) 体罰の根絶

体罰は、学校教育法第 11 条において禁止されており、顧問をはじめとする全ての指導者は、部活動の指導場面のみならず、生徒への指導に当たり、いかなる場合も

体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、生徒の心身に深刻な悪影響を与え、顧問及び学校への信頼を失墜させる行為である。

4 その他

- (1) 参考：「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」スポーツ庁・文化庁
「部活動指導ガイドラインについて」愛知県教育委員会
- (2) 学校は、部活動の運営や指導の目標、方針を策定し、学校全体で共有するとともに、部活動の目標や運営方針などを学校ホームページの掲載等により公表する。